

○大分県立自然公園条例施行規則

昭和三十二年三月二十二日

大分県規則第二十四号

大分県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

大分県立自然公園条例施行規則

(公園事業となる施設の種類)

第一条 大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号。以下「条例」という。)第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設(主として県立自然公園区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和三十六年法律第八十三号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

(知事が定める公共団体)

第二条 条例第九条第二項に規定する知事が定める公共団体は、港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)に定める港務局とする。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第二条の二 条例第九条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第三条 条例第九条第四項の執行の同意又は認可の申請は、公園事業執行同意(認可)申請書(第一号様式)を提出して行うものとする。

2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- 二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、

第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
- 六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- 八 事業資金を調達することができることを証する書類
- 九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
- 十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- 十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 十二 公園事業の執行に関し、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第三条の二 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第四条 条例第九条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業変更同意（認可）申請書（第二号様式）を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更しようとする年月日
 - 四 変更を必要とする理由
 - 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- 2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第四条の二 条例第九条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業変更届出書(第二号様式の二)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

(承継の同意又は承認の申請)

第四条の三 条例第九条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業承継同意(承認)申請書(第二号様式の三)を提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 三 公園施設の種類
 - 四 合併又は分割した年月日
 - 五 合併又は分割した理由
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 二 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第九条の三第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業承継申請書(第二号様式の四)を提出して行うものとする。
- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - 三 公園施設の種類
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第四条の四 条例第九条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業休止(廃止)届出書(第二号様式の五)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
 - 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第四条の五 条例第九条の五第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載し

た公園事業執行同意（認可）失効届出書（第二号様式の六）を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 失効した年月日
 - 四 失効した理由
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
 - 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類

（特別地域の区分）

第四条の六 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
- 二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- 三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

（特別地域内における行為の許可申請書）

第五条 条例第十三条第四項の許可を受けようとするものは、次に掲げる当該許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別地域内工作物の新（改、増）築許可申請書（第三号様式）
 - 二 特別地域内木竹の伐採許可申請書（第四号様式）
 - 二の二 特別地域内木竹の損傷許可申請書（第四号様式の二）
 - 三 特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書（第五号様式）
 - 四 特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書（第六号様式）
 - 五 特別地域内広告物の設置等許可申請書（第七号様式）
 - 六 特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書（第七号様式の二）
 - 七 特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書（第八号様式）
 - 八 特別地域内土地の形状変更許可申請書（第九号様式）
 - 九 特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書（第十号様式）
 - 十 特別地域内動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））許可申請書（第十号様式の二）
 - 十の二 特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書（第十号様式の三）
 - 十の三 特別地域内動物の放出許可申請書（第十号様式の四）
 - 十一 特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書（第十一号様式）
 - 十二 特別地域内車馬の使用許可申請書（第十二号様式）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地域内における行為の許可基準)

第五条の二 条例第十三条第五項の基準については、自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)第十一条に規定する国立公園及び国定公園に係る行為の許可基準の例によるものとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第六条 条例第十三条第九項第四号に規定する知事の定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第十三条第四項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 九 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- 十 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 十一 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築を含む。))。
- 十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第一百五十五条第一項の規定により史

- 跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十三 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- 十四 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十五 巢箱、給じ台、給水台等を設置すること。
- 十六 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十六の二 受信アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- 十七 宅地内の木竹を伐採すること。
- 十八 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。
- 十九 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木材を伐採すること。
- 二十 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 二十一 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 二十二 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 二十二の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 二十二の三 宅地の木竹を損傷すること(条例第十三条第四項第三号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下この条において同じ。)
- 二十二の四 自家用のために木竹を損傷すること。
- 二十二の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 二十二の九 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十三 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第十四条第一項の知事の許可に係る木竹であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
- 二十二の十四 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、第二十八条の二第三項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 二十二の十五 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 二十二の十六 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内

- で木竹を損傷すること。
- 二十二の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 二十二の十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十二の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- 二十二の二十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十三 宅地内の土石を採取すること。
- 二十四 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二十五 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試錐すいを行うこと。
- 二十六 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十七 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十八 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類するものを建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 二十九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 三十 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名坂、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十一 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 三十二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 三十二の二 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- 三十二の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

- 三十二の九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十三 宅地内にある植物で、条例第十三条第四項第九号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 三十三の二 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例第十四条第一項の知事の許可に係る植物であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを採取し、又は損傷すること。
- 三十三の三 農業を営むために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。
- 三十三の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 三十三の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十三条第四項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。
- 三十三の六 宅地内に木竹を植栽すること。
- 三十三の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- 三十三の八 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の九 県立自然公園において大分県希少野生動植物の保護に関する条例第十四条第一項の知事の許可に係る動物であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の十 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の十一 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第三項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の十二 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の十三 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十三の十四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
- 三十三の十五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三十三の十六 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十三条第四項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

三十三の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

三十三の十八 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

三十三の十九 家畜を係留放牧すること（条例第十三条第四項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

三十四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

三十五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

三十五の二 森林施業のために車馬を使用すること。

三十五の三 漁業を営むために車馬を使用すること。

三十五の四 漁業取締のために車馬を使用すること。

三十五の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。))のために車馬を使用すること。

三十五の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬を使用すること。

三十五の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬を使用すること。

三十五の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。

三十五の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。

三十五の十 土地改良法(昭和三十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬を使用すること。

三十五の十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬を使用すること。

三十六 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(普通地域内における行為の届出)

第六条の二 条例第十五条第一項の規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

- 一 普通地域内工作物の新(改、増)築届出書(第十三号様式)
 - 二 特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書(第十四号様式)
 - 三 普通地域内広告物の設置等届出書(第十五号様式)
 - 四 普通地域内水面の埋立(干拓)届出書(第十六号様式)
 - 五 普通地域内鉱物の掘採(土石の採取)届出書(第十七号様式)
 - 六 普通地域内土地の形状変更届出書(第十八号様式)
- 2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(工作物の基準)

第七条 条例第十五条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次に掲げる工作物についてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十三メートル又は延面積千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 四 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- 五 ダム 高さ二十メートル
- 六 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 七 索道 傾斜亘こう長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- 八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- 九 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

(普通地域内における届出を要しない行為)

第七条の二 条例第十五条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 第六条第一号から第十六号の二まで、第二十四号から第三十二号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる行為
- 二 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築すること。
- 三 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- 四 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- 五 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のもの新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 七 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第四号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。
- 八 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 九 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 十 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のみを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十一 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 十二 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十三 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発

- 掘のために土地の形状を変更すること。
- 十四 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十五 養浜のために土地の形状を変更すること。
- 十六 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十七 第七条第一号の基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 十八 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十九 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(既着手行為等の届出書)

第七条の三 条例第十三条第六項、第七項又は第八項の規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

- 一 特別地域内行為着手済届出書(第十九号様式から第二十四号様式の七まで)
 - 二 特別地域内非常災害応急措置届出書(第二十五号様式)
 - 三 特別地域内木竹の植栽届出書(第二十六号様式)
 - 四 特別地域内家畜の放牧届出書(第二十七号様式)
- 2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十三条第七項の規定による届出にあつては、第五条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りるものとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第七条の四 条例第十三条第四項の規定による許可を受けた行為若しくは条例第十五条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第五条第二項又は第六条の二第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面(以下この条において「添付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。
- 3 第一項に該当するもののほか、条例第十三条第四項に規定する許可の申請又は条例第十五条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであること、その他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

(生態系維持回復事業の確認)

第七条の五 市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第七条の六 県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第七条の七 条例第十九条の三第四項の規定による生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(第二十七号様式の二)を提出して行うものとする。

2 条例第十九条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第十九条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第二十七号様式の三)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第七条の八 条例第十九条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第七条の九 条例第十九条の三第七項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(第二十七号様式の四)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

(軽微な変更の届出)

第七条の十 条例第十九条の三第九項の規定による変更の届出は、生態系維持回復事業変更届出書(第二十七号様式の五)を提出して行うものとする。

(風景地保護協定の基準)

第八条 条例第二十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養蓄の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではなら

ない。

- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公告)

第九条 条例第二十一条第一項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第十条 前条の規定は、条例第二十三条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第十一条 条例第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としないことその他条例第二十七条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(証明書の様式)

第十二条 条例第十七条第三項、第十九条第三項及び第三十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第二十八号様式から第三十号様式までとする。

(補償請求書)

第十三条 条例第三十三条第三項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年規則第一八号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三〇年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三八年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第六四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六二号)

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第五九号)

この規則は、平成二三年一月一日から施行する。

第1号様式

公園事業執行同意（認可）申請書

大分県立自然公園内において 事業を執行したいので、
大分県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

公園施設の 種類		
公園施設の 位置		
公園施設の 規模・構造		
公園施設の 管理又は 運営の方法	経営方法	直営 委託（受託者 _____）
	料金徴収	有（標準的な額 _____） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間 _____）
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「公園施設の種類の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の位置」欄には、県、郡、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては起終点の位置を記載すること。
- 4 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
- ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。

- 5 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- 6 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合はその通称
- 7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

添付書類（ただし、協議にあつては1、2、6から10及び13を除く。）

- 1 個人にあつては、住民票の写し
- 2 法人にあつては、登記事項証明書
- 3 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
- 4 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
- 5 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1/1,000以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1/1,000以上の配置図
- 6 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 7 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- 8 法人にあつては、直前三年間の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- 9 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 10 事業資金を調達することができることを証する書類
- 11 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1/1,000以上の図面
- 12 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- 13 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 14 県立自然公園事業の執行に関し、土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

第2号様式

公園事業変更同意（認可）申請書

県立自然公園 事業の執行の同意を得た（認可を受けた）内容を変更したいので、大分県立自然公園条例第9条第7項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	年 月 日	第 号		
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種 類			
	公園施設の位 置			
	公園施設の規模・構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経 営 方 法		
		料 金 徴 収		
供 用 期 間				
変更しようとする年月日	年 月 日			
工事施行の予定期間	年 月 日 着工	年 月 日 完了		
変更を必要とする理由				
備 考				

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 4 「変更の内容」欄には、同意を得た（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 5 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
- ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- 6 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
- ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合はその通称
- 7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

添付書類

- 1 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
- 2 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 変更に係る第1号様式の添付書類4から14に掲げる書類（ただし、協議にあつては、6から10及び13を除く。）

第2号様式の2

公園事業変更届出書

県立自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、大分県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日		第 号		
公園施設の種類						
変更の内容	事項	変 更 前		変 更 後		
	氏名(名称、 代表者の氏名)					
	住 所					
	公園施設の 管理又は 経営の方法	受 託 者				
		標準的な額				
		供用期間				
	供用予定 年 月 日	年 月 日		年 月 日		
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了		年 月 日 着工 年 月 日 完了			
変更する年月日		年 月 日				
変更を必要 とする理由						
備 考						

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
- (1) 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 料金を徴収する場合の標準的な額
 - (3) 季節供用する場合の供用期間

第2号様式の3

公園事業承継同意（承認）申請書

が執行する 県立自然公園 事業
 を承継したいので、大分県立自然公園条例第9条の3第1項の規定に基づき、次のとおり
 協議（申請）します。

年 月 日

申請人の主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名

印

大分県知事 殿

記

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の 名称、住所及び 代表者の氏名	
合併（分割） した年月日	年 月 日
合併（分割） した理由	
備 考	

- 注 1 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
 2 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の
 同意回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあっては承認指令
 書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の県立自然公園事
 業の名称及び種類を記載すること。

- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

添付書類

- 1 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 2 公園施設の位置を明らかにした縮尺1／25,000以上の地形図
- 3 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1／5,000以上の概況図及び天然色写真
- 4 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 5 合併契約書及び合併により消滅した県立自然公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

第2号様式の4

公園事業承継申請書

が執行していた 県立自然公園 事業を承継したいので、大分県立自然公園条例第9条の3第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

印

大分県知事 殿

記

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
被相続人の氏名及び住所		
被相続人が死亡した年月日	年 月 日	
備考		

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
 2 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

添付書類

- 1 相続人の住民票の写し
- 2 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
- 3 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
- 4 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 5 被相続人との続柄を証する書類
- 6 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により県立自然公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

第2号様式の5

公園事業休止（廃止）届出書

県立自然公園 事業を休止（廃止）したいので、大分県立自然公園条例第9条の4の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
休止中(廃止後)の 公園施設の 管理方法(取扱)	
休止(廃止)を必要 とする理由	
備 考	

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には当該事業の執行の

同意回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。

- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 4 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先

添付書類

- 1 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
- 2 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真

第2号様式の6

公園事業執行同意（認可）失効届出書

県立自然公園 事業執行の同意（認可）を失効したため、大分県立自然公園条例第9条の5第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
失効した年月日	年	月 日
失効した理由		
備 考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 4 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

添付書類

- 1 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
- 2 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類

第3号様式

特別地域内工作物の新（改、増）築許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園
 の特別地域内における工作物の新（改、増）築の許可を受けたいので、下記のとおり申請
 します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行 為 地 及 び その付近の状況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺1／25,000以上の地形図
- 2 縮尺1／5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- 4 縮尺1／1,000以上の修景図等の図面

第4号様式

特別地域内木竹の伐採許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園
の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐 採 材 積 歩 合	
	伐 採 設 備 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真その他施行方法の表示に必要な図面

第4号様式の2

特別地域内木竹の損傷許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番 (地先)
行為地及びその付近の状況			
損傷物の種類			
施 行 方 法	損 傷 物	数 量	
	損 傷 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第5号様式

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、下記のとおり申請
します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事

殿

記

目的		
場所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況		
鉱物（土石）の 種類		
施行方法	掘採（採取）方 法 種 別	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設 備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採（採取）後 の土地の形状	
	関連行為の概 要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺1／25,000以上の地形図
- 2 縮尺1／5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- 4 縮尺1／1,000以上の修景図
等の図面

第6号様式

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的 場 所	市 郡 町 村	大 字 字	地 番 (地先)
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	地 況		
	現 在 の 水 位 (水 量)		
	水 の 利 用 状 況		
水 位 (水 量) の 増 減 の 原 因 と な る 行 為			
施 行 方 法	水 位 (水 量) の 増 減 の 及 ぶ 範 囲		
	水 位 (水 量) の 増 減 を 及 ぼ す 時 期 及 び 量		
	設 備		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第7号様式

特別地域内広告物の設置等許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における広告物の設置等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番(地先)
行為地及びその 付近の状況			
広告物等の種類			
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積		
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所		
	規 模 及 び 構 造		
	主 要 材 料		
	色 彩		
	表 示 の 内 容		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000以上の地形図
- 2 縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
等の図面

第7号様式の2

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況			
集 積 （ 貯 蔵 ） 物 の 種 類			
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法		
	土地 使用 面積		
	関 連 行 為 の 概 要		
	主 要 材 料		
	集積（貯蔵）設備		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺1／25,000以上の地形図
- 2 縮尺1／5,000以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1／1,000以上の平面図、立面図等の図面

第 8 号様式

特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	埋立（干拓）面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋立（干拓）後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
- 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
等の図面

第9号様式

特別地域内土地の形状変更許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
土 地 の 形 状 変 更 の 原 因 と な る 行 為		
施 行 方 法	変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 10 号様式

特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における高山植物等の採取（損傷）の許可を受けたいので、下記のとおり申請
します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付近の状況			
採取（損傷）物 の 種 類			
施 行 方 法	採 取（ 損 傷 ） 物 の 数 量		
	採 取（ 損 傷 ） の 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 10 号様式の 2

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園
 の特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、
 下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況			
動 物（卵）の 種 類			
施 行 方 法	捕 獲（殺 傷） （採 取（損 傷）） 物 の 数 量		
	捕 獲（殺 傷） （採 取（損 傷）） の 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図等の図面

第 10 号様式の 3

特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園
 の特別地域内における植物の植栽（播種）の許可を受けたいので、下記のとおり申請しま
 す。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所		
行為地及びその 付 近 の 状 況		
植栽（播種）する 植 物 の 種 類		
施 行 方 法	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
 ことができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
等の図面

第 10 号様式の 4

特別地域内動物の放出許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園
の特別地域内における動物の放出の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物（家畜）の種類		
施行方法	動物（家畜）の 数量（頭数）	
	管 理 方 法	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図等の図面

第 1 1 号様式

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内におけるの色彩変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請しま
す。

年 月 日

申請人の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	色 彩 を 変 更 す る 工 作 物	
	色 彩 を 変 更 す る 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の立面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)等の図面

第 1 2 号様式

特別地域内車馬の使用許可申請書

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における車馬の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番 (地先)
行為地及びその 付近の状況			
車馬の種類 及び数			
使用範囲 及び面積			
使用方 法			
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 13 号様式

普通地域内工作物の新（改、増）築届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
普通地域内において工作物の新（改、増）築行為をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
（立面図に彩色したものでも可）
- 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
等の図面

第 1 4 号様式

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内において水位（水量）に増減を及ぼさせる行為をしたいので、下記のとおり届
け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況	地 況	
	現在の水位（水量）	
	水の利用状況	
水位（水量）の 増減の原因 となる行為		
施 行 方 法	水位（水量）の 増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の 増減を及ぼす 時期及び量	
	設 備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 15 号様式

普通地域内広告物の設置等届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
普通地域内において広告物の設置等をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
(立面図に彩色したものでも可)
等の図面

第 16 号様式

普通地域内水面の埋立（干拓）届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
普通地域内において水面の埋立て（干拓）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	埋 立（干 拓）面 積	
	工 事 の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
	埋 立 て（干 拓） 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 17 号様式

普通地域内鉱物の掘採（土石の採取）届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
普通地域内において鉱物の掘採（土石の採取）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況		
鉱物（土石）の 種 類		
施 行 方 法	掘採（採取）方 法 種 別	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採（採取）後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 18 号様式

普通地域内土地の形状変更届出書

大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項の規定により、県立自然公園の
普通地域内において土地の形状変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
土地の形状変更 の原因となる行 為		
施 行 方 法	変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 19 号様式

特別地域内工作物の新（改、増）築行為着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、工作物の新（改、増）築に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付近の状況			
工作物の種類			
施 行 方 法	敷 地 面 積		
	規 模		
	構 造		
	主 要 材 料		
	外部の仕上げ 及び色彩		
	関連行為の概要		
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
（立面図に彩色したものでも可）
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 19 号様式の 2

特別地域内木竹の伐採着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、木竹の伐採に着手していたので、下記のとおり届け出
ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡	町村 大字 字 地番（地先）
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐 採 材 積 歩 合	
	伐 採 設 備	
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真その他施行方法の表示に必要な図面

第 19 号様式の 3

特別地域内木竹の損傷着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、木竹の損傷に着手していたので、下記のとおり届け出
ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付近の状況			
損 傷 物 の 種 類			
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量		
	損 傷 の 方 法		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 20 号様式

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況	地 況	
	現在の水位 （水量）	
	水の利用状況	
水位（水量）の 増減の原因とな る行為		
施 行 方 法	水位（水量）の 増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の 増減を及ぼす時 期及び量	
	設 備	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 2 1 号様式

特別地域内広告物の設置等着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、広告物の設置等に着手していたので、下記のとおり届
け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況			
広告物等の種類			
施 行 方 法	独立して設置す る場合の敷地面 積		
	広告物を掲出又 は表示する工作 物の種類及びそ の箇所		
	規 模 及 び 構 造		
	主 要 材 料		
	色 彩		
	表 示 の 内 容		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
（立面図に彩色したものでも可）

等の図面

第 2 1 号様式の 2

特別地域内物の集積（貯蔵）着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、物の集積（貯蔵）に着手していたので、下記のとおり
届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況		
集積（貯蔵）物 の 種 類		
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法	
	土地 使用 面積	
	関連行為の概要	
	主 要 材 料	
	集積（貯蔵）設備	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図、立面図
等の図面

第 2 2 号様式

特別地域内水面の埋立（干拓）着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、水面の埋立て（干拓）に着手していたので、下記のと
おり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

目 的					
場 所	市郡	町村	大字	字	地番（地先）
行為地及びその 付近の状況					
施 行 方 法	埋立（干拓）面積				
	工 事 の 方 法				
	関連行為の概要				
	埋立て（干拓） 後の取扱い				
着 手 日					
完 了 予 定 日					
備 考					

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 2 3 号様式

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、鉱物の掘採（土石の採取）に着手していたので、下記
のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事

殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況			
鉱物（土石）の 種 類			
施 行 方 法	掘採（採取）方 法 種 別		
	掘採（採取）量		
	掘採（採取）設備		
	土地の形状を 変更する面積		
	掘採（採取）後 の土地の形状		
	関連行為の概要		
	掘採（採取）跡 地の取扱い		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 2 4 号様式

特別地域内土地の形状変更着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、土地の形状変更に着手していたので、下記のとおり届
け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況		
土地の形状変更 の原因となる行 為		
施 行 方 法	変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺 1 / 1,000 以上の平面図及び断面図
 - 4 縮尺 1 / 1,000 以上の修景図
- 等の図面

第 2 4 号様式の 2

特別地域内高山植物等の採取（損傷）着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、高山植物等の採取（損傷）に着手していたので、下記
のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番（地先）	
行為地及びその 付近の状況		
採取（損傷）物 の 種 類		
施 行 方 法	採 取（ 損 傷 ） 物 の 数 量	
	採 取（ 損 傷 ） の 方 法	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 2 4 号様式の 3

特別地域内植物の植栽（播種）着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、植物の植栽（播種）に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

大分県知事 殿

記

目 的	
場 所	
行為地及びその 付 近 の 状 況	
植栽（播種）する 植 物 の 種 類	
施 行 方 法	植栽（播種）面積
	植栽（播種）数量
	植栽（播種）方法
	管 理 方 法
着 手 日	
完 了 予 定 日	
備 考	

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真等の図面

第 2 4 号様式の 4

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））に着手して
いたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番（地先）
行為地及びその 付 近 の 状 況		
動 物（卵）の 種 類		
施 行 方 法	捕 獲（殺 傷） （採 取（損 傷）） 物 の 数 量	
	捕 獲（殺 傷） （採 取（損 傷）） の 方 法	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図等の図面

第 2 4 号様式の 5

特別地域内動物の放出着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、動物の放出に着手していたので、下記のとおり届け出
ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物（家畜）の種類		
施行 方法	動物（家畜）の 数量（頭数）	
	管 理 方 法	
着	手 日	
完	了 予 定 日	
備	考	

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図等の図面

第 2 4 号様式の 6

特別地域内工作物等の色彩変更着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、色彩変更に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事

殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番(地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況			
施 行 方 法	色 彩 を 変 更 す る 工 作 物		
	色 彩 を 変 更 す る 箇 所		
	現 在 の 色 彩		
	変 更 後 の 色 彩		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺 1 / 1,000 以上の立面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
等の図面

第 2 4 号様式の 7

特別地域内車馬の使用着手済届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 6 項の規定により、県立自然公園
特別地域が指定（拡張）された際、車馬の使用に着手していたので、下記のとおり届け出
ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的	
場 所	市郡 町村 大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付近の状況	
車馬の種類 及び数	
使用範囲 及び面積	
使用方 法	
着 手 日	
完 了 予 定 日	
備 考	

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署する
ことができる。

（添付図面）

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
 - 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 25 号様式

特別地域内非常災害応急措置届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 7 項の規定により、県立自然公園の
特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

行為の種類	
場所	市郡 町村 大字 字 地番（地先）
行為をした理由	
行為の規模及び施行方法	
着手日	
完了日	
備考	

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

（添付図面）

縮尺 1 / 25,000 以上の地形図

第 26 号様式

特別地域内木竹の植栽届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 8 項の規定により、県立自然公園特別地域内において木竹の植栽をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	植栽種別	
	植栽面積	
	植栽樹種	
	樹 齡	
	植栽数量	
	植栽方法	
	管理方法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第 27 号様式

特別地域内家畜の放牧届出書

大分県立自然公園条例第 13 条第 8 項の規定により、県立自然公園特別地域内において家畜の放牧をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番 (地先)
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数	
	関 連 行 為 の 概 要	
	放 牧 設 備	
	放 牧 時 期	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

(添付図面)

- 1 縮尺 1 / 25,000 以上の地形図
- 2 縮尺 1 / 5,000 以上の概況図及び天然色写真
その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第27号様式の2

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の実施に係る
 確認（認定）を受けたいので、大分県立自然公園条例第19条の3第4項の規定に基づき、
 次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備考	

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺1/25,000以上の区域図を添付すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 6 「備考」欄には次の事項を記載すること。

- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(有の場合にはその名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 7 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（第27号様式の3）を添付すること。

第27号様式の3

生態系維持回復事業実施計画書

申請人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

- 1 県立自然公園名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備 考

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 6 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物

- の捕獲等)等について記載すること。
- (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法(捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 7 「備考」は、次の事項を記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

第27号様式の4

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので、大分県立自然公園条例第19条の3第7項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事

殿

記

確認（認定）を受けた年月日及び番号		年	月	日	第	号
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	生態系維持回復事業を行う期間					
	生態系維持回復事業を行う区域					
	生態系維持回復事業の内容					
変更を必要とする理由						
備考						

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1/25,000以上の区域図を添付すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 6 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（第27号様式の3）を添付すること。

第27号様式の5

生態系維持回復事業変更届出書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の
 を変更したので、大分県立自然公園条例第19条の3第9項の規定により、次の
 おり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

大分県知事 殿

記

確認を受けた（認定を受 けた）年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署
 することができる。
- 2 「確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係
 る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた（認定を
 受けた）内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。

(表)

<p>この証明書を携帯する者は、大分県立自然公園条例第十七条に規定する立入検査等を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>大分県知事</p> <p>印</p>
---	--

(裏)

<p>大分県立自然公園条例 (抄)</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第十七条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第四項の規定による許可を受けた者又は第十五条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第十三条第四項、第十五条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十三条第四項各号若しくは第十五条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当するものは、三 十万円以下の罰金に処する。 一 四 (省 略)</p> <p>五 第十七条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(以下省略)</p>	
--	--

(表)

<p>この証明書を携帯する者は、大分県立自然公園条例第十九条に規定する指示をすることができる職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>大分県知事</p> <p>印</p>
--	--

(裏)

<p>大分県立自然公園条例 (抄)</p> <p>(利用のための規制)</p> <p>第十九条 自然公園の特別地域又は集回施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させるような方法でごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p> <p>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしきままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも引きををし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p> <p>2 県の当該職員は、特別地域又は集回施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 五 (省略)</p> <p>六 自然公園の特別地域又は集回施設地区内において、みだりに第十九条第一項第一号に掲げる行為をした者</p> <p>七 自然公園の特別地域又は集回施設地区内において、第十九条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者</p> <p>八 (省略)</p>	
---	--

(表)

<p>この証明書を携帯する者は、大分県立自然公園条例第三十二条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>職 名 氏 名</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>大分県知事</p> <p>印</p>
---	--

(裏)

<p>大分県立自然公園条例(抄)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第三十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者、以下この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 七 (省略)</p> <p>八 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者</p>	
--	--